

介護老人保健施設 ケアコートみやこ

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）

運営規程（ユニット型個室）

（事業の目的）

第1条 医療法人社団ともいき会が開設する介護老人保健施設 ケアコートみやこ（以下「事業所」という）が行なう指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、各ユニットにおいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 ケアコートみやこ
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市都通三丁目 17番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりであり、必置職については条例の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名（医師と兼務、多床室と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 従業者
別に定める医療法人社団ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ（ユニット型個室） 運営規程第4条（2）に定める職種及び員数のとおりとする。
従業者は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上（多床室と兼務）
必要な事務を行なう。

（短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の内容及び利用料等）

第5条 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療

(3) 健康チェック

(4) 送迎

- 2 特別な療養室の提供を行なったことに伴い必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、徴収しない。
- 3 第6条の送迎の事業の実施地域を越えて行なう指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）に要した送迎の費用は次の額を徴収する。
- (1) 事業所から、片道おおむね18キロメートル以上 300円
- 4 居住費（1日あたり）・食費（一食あたり）として利用者が負担すべき費用は、別紙に定める額を徴収する。
- 5 理美容代は実費を徴収する。
- 6 日用品費・教養娯楽費は実費を徴収し、おやつ費は150円を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、岐阜市・北方町・瑞穂市・笠松町・岐南町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なう。

- 2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう。
- (1) サービス利用時は、別に定める入所者等の守るべき事項を守り、他の者の迷惑にならないようする。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。

(虐待防止に関する事項)

第9条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体の拘束等)

第10条 施設は、原則として入所者に対して身体拘束は行わない。但し、自傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、管理者又は医師が判断し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を入所者又はその家族に説明を行い、同意を得てから行う場合がある。同意が得られない場合は、身体拘束は行わない。

- 2 施設は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診察録に記載する。

(苦情処理)

- 第11条 施設は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。
- 2 施設は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、若しくは保険者の職員からの質問及び照会に応じ入所者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の整備)

- 第12条 施設は、従業者、施設及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 施設は、入所者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他の運営についての留意事項)

- 第13条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。
- (1) 採用研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 施設は全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ともいき会との施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成29年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成30年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、令和元年10月 1日より施行する。
この運営規程は、令和6年 4月 1日より施行する。

介護老人保健施設 ケアコートみやこ

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）

運営規程（多床室）

（事業の目的）

第1条 医療法人社団ともいき会が開設する介護老人保健施設 ケアコートみやこ（以下「事業所」という）が行なう指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行なうことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 ケアコートみやこ
- (2) 所在地 岐阜県岐阜市都通三丁目17番地1

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりであり、必置職については条例の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名（医師と兼務、ユニット型個室と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- (2) 従業者
別に定める医療法人社団ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ（多床室） 運営規程
第4条（2）に定める職種及び員数のとおりとする。
従業者は、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上（ユニット型個室と兼務）
必要な事務を行なう。

（短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の内容及び利用料等）

第5条 指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供した場合の利用料の額は、それぞれ介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療

- (3) 健康チェック
 - (4) 送迎
- 2 特別な療養室の提供を行なったことに伴い必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、徴収しない。
- 3 第6条の送迎の事業の実施地域を越えて行なう指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）に要した送迎の費用は次の額を徴収する。
- (1) 事業所から、片道おおむね18キロメートル以上 300円
- 4 居住費（1日あたり）・食費（一食あたり）として利用者が負担すべき費用は、別紙に定める額を徴収する。
- 5 理美容代は実費を徴収する。
- 6 日用品費・教養娯楽費は実費を徴収し、おやつ費は150円を徴収する。
- 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 8 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第6条 通常の送迎の実施地域は、岐阜市・北方町・瑞穂市・笠松町・岐南町の区域とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第7条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行なう。

- 2 従業者は事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行なう。
 - (1) サービス利用時は、別に定める入所者等の守るべき事項を守り、他の者の迷惑にならないようにする。
 - (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。

（非常災害対策）

第8条 事業所は、防火管理についての責任を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行なう。

（虐待防止に関する事項）

第9条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の処置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする、）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

（身体の拘束等）

第10条 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束は行わない。但し、自傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、管理者又は医師が判断し、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を利用者又はその家族に説明を行い、同意を得てから行う場合がある。同意が得られない場合は、身体拘束は行わない。

- 2 事業所は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診察録に記載する。

(苦情処理)

第11条 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 事業所は、その提供したサービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め、若しくは保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 事業所は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(記録の整備)

第12条 事業所は、従業者、事業所及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 事業所は、利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他の運営についての留意事項)

第13条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。また、従業者の資的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年2回
- 2 施設は全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団ともいき会との施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成17年 4月 1日より施行する。
この運営規程は、平成17年10月 1日より改訂する。
この運営規程は、平成18年 4月 1日より改訂する。
この運営規程は、平成21年 4月 1日より改訂する。
この運営規程は、平成25年 3月 1日より改訂する。
この運営規程は、平成25年 7月25日から改訂する。
この運営規程は、平成27年11月 1日より改訂する。
この運営規程は、平成29年 4月 1日より改訂する。

この運営規程は、平成30年 4月 1日より改訂する。

この運営規程は、令和元年10月 1日より改訂する。

この運営規程は、令和6年 4月 1日より改訂する。